平成２８年（フ）第１２３号
山梨県甲府市千塚１丁目２番11号　グリーンハイツ千塚302
債務者　安本　　博
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２７号
山梨県甲府市東光寺町1964番地８
債務者　山森　　保
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４９８号
名古屋市名東区引山３丁目605番地
債務者　岡田きよ子
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５２５号
名古屋市南区笠寺町字姥子山18番地　コーポ美佐和第２　23号
債務者　入船　敏行
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５８５号
名古屋市中区千代田３丁目16番５号　ニュー千代田ビル502号
債務者　川崎　眞津
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５８号
三重県四日市市坂部が丘５丁目１番地1165－301
債務者　川端　伸二
1　決定年月日時　平成28年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第６２号
三重県桑名市松ノ木４丁目７番地３　松ノ木公団住宅102号棟203号
債務者　豊島　祐三
1　決定年月日時　平成28年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第６８号
三重県四日市市楠町南川87番地10、旧住所三重県四日市市波木町405番地32
債務者　木村光子こと　金　　光子
1　決定年月日時　平成28年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第６９号
三重県四日市市生桑町1838番地７
債務者　大野　章子
1　決定年月日時　平成28年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第７０号
三重県いなべ市大安町大井田2300番地２　アンシャンテ105号室、前住所三重県いなべ市北勢町東村32番地３
債務者　古川　玲子
1　決定年月日時　平成28年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第７２号
三重県四日市市日永西５丁目17番15号
債務者　渡辺信次郎
1　決定年月日時　平成28年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第７３号
三重県四日市市日永西４丁目８番12号
債務者　西田　祐子
1　決定年月日時　平成28年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第７４号
三重県三重郡菰野町大字千草7045番地811
債務者　中村　奈美
1　決定年月日時　平成28年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１０１７号
京都市右京区常盤山下町８番地８　アメニティーナラビガオカ312
債務者　井上　　壽
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４４４号
京都市西京区川島三重町88番地３　プラザメルシー103号
債務者　上岡　幸代（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２１５号
兵庫県尼崎市武庫元町２丁目15番12号　ソーテルヌ２番館203号
債務者　道北　一晃
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係